

令和4年第7回教育委員会臨時会
(11月28日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和4年11月28日(月)午後2時13分から午後2時29分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	末廣 照純
委 員	神田しげみ

○出席者

事務局次長	梶 靖彦
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習課長	久木田太郎
中央図書館長	大塚美奈子
事務局副参事	河野 友和

○日 程

日程第1 議案審議

第35号議案 令和4年度東京都台東区一般会計補正予算(第8回)における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第36号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第37号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第38号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第39号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

その他

午後2時13分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和4年第7回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

また、垣内委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで傍聴について申し上げます。

日程第一、議案審議の第35号議案から第39号議案については、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。そのため、会議の傍聴を希望する方につきましては、これを許可しないこととしておりますので、ご了承ください。

〈日程第1 議案審議〉

第35号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第35号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第35号議案、令和4年度東京都台東区一般会計補正予算（第8回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、来る第4回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出したものでございます。

議案の次の内訳書をご覧ください。今回の補正額は、歳出額が1億6,658万6,000円でございます。

次に資料をご覧ください。歳出の内訳をご説明いたします。まず小学校費では、学務課の小学校給食食材等緊急支援に1億8,000円を計上しております。次に中学校費では、学務課の中学校給食食材等緊急支援に3,766万2,000円を計上しております。次に幼稚園費では、幼稚園給食食材等緊急支援に要する経費として、庶務課で688万5,000円、学務課で157万7,000円をそれぞれ計上しております。次に児童保育費では、児童保育課の保育所等給食食材等緊急支援に1,626万8,000円を計上しております。最後にこども園費では、学務課のこども園給食食材等緊急支援に418万6,000円を計上しております。

議案の2ページ目にお戻りいたします。教育委員会の意見案として、本委員会として、原案に異存ありませんといたしました。議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○高森委員 恐れ入ります。この補正予算は、たしか以前のお話ですけど、3学期の期間の間だけということだったと記憶しておりますが、これは日数にすると何日分に該当する

のでしょうか。

○学務課長 小学校と中学校の給食回数でいうと、49回になります。

○高森委員 分かりました。

ちなみに、年間にして、小中学校って、給食は何回くらいあるんでしょうか。

○学務課長 お時間をください、すぐ調べます。

○庶務課長 ちなみに、保育園のほうは、3か月間という形での予算を要求しています。保育園・幼稚園については、3か月間という形での予算をお願いしているところでございます。

○高森委員 ありがとうございます。

今回は臨時ですけれども、来年度以降これを継続したときに、年間どのくらい予算をかける可能性があるのかなということをちょっと知りたいのです。当然単価も変わってくるから難しいところがあるんでしょうけど、補正の補正もまたさらに出ると思いますけど。ざっくり計算して、3か月でこの1億6,000万くらいであれば、その4倍までは行かないのかな。例えば10か月給食を提供すると5億円くらいになるかなと思いますね、大ざっぱな計算で5億円。そうすると教育費は24億円ですから、プラス5億円で、約30億円を必要とする中で、6分の1がこの給食に使われるという、非常に大きな予算配分になるかと思うので、その辺をちょっと知りたかったのです。大体これ、単価は小・中・幼・保でそれぞれ幾らぐらいずつ設定されているんでしょうか。

○児童保育課長 先に、幼稚園と保育園とこども園についてお答えしますと、そちらにつきましては月額4,500円という単価になっております。

○高森委員 分かりました。承知いたしました。

○庶務課長 すみません、ちょっと今、学務課長が手元に資料を取りに行きましたので、もうしばらくお待ちくださいませ。

○佐藤教育長 それでは、高森委員以外で何かご質問はございますでしょうか。いないと答えられないか。

○学務課長 すみません。お待たせしました。

まず、一番最初にご質問のあった給食の回数ですね。小学校のほうは、年間で192回、中学校が185回となっております。

あと、給食の1食あたりの単価でよろしいでしょうか。これは小学校のほうは細かくなっています、小学校の低学年、1・2年生が263.54円、中学年が286.46円、高学年が309.38円。中学校は、これは1から3年生全て統一で、350.81円となっております。すみません、遅れまして。

○高森委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○学務課長 すみません、年間の経費なんですけれども、令和3年度の実績で申し上げますと、小と中合わせて約5億2,000万円ほどかかっております、総経費として。以上となります。

○高森委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 高森委員よろしいですか。

○高森委員 はい。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 では、これより採決いたします。第35号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第36号議案

第37号議案

第38号議案

第39号議案

○佐藤教育長 次に、第36号議案を議題とさせていただきます。なお、関連する第37号議案、第38号議案、及び第39号議案についても、一括して議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第36号議案から第39号議案まで、一括してご説明をさせていただきます。

まず、こちら参考資料の令和4年特別区人事委員会勧告についてご説明いたします。

本年の人事委員会勧告は、職員の給与等について、民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、10月11日に区長及び議長に対して行われました。

項番1、勧告の概要です。(1)給料表の改定内容については、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を896円、0.24%下回っている状況ですので、初任給、及び若年層、1級と2級なんですが、の給料を改定することが適当と判断されています。

(2)特別給の改定についてです。年間の支給月数を0.1月引き上げて4.55月分とし、引上分は勤勉手当に割り振ることとしております。また、民間企業等の状況を踏まえ、令和5年度から3月期末手当を廃止し、6月及び12月期が均等になるように配分することとしております。

項番2は、勧告の内容に基づき、本年の給与改定の実施について、改正を予定している条例及び規則をまとめてございます。

これらの内容について、特別区長会では勧告どおりに実施することとし、職員団体と交渉し、11月18日に妥決いたしました。

特別区人事委員会の勧告の説明については、以上です。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

第36号議案、及び第37号議案については、地方教育行政組織及び運営に関する法律第29

条の規定に基づき、議会への提出の前に教育委員会への意見聴取があったことにより提出されたものでございます。

それではまず、第36号議案についてご説明いたします。本議案につきましては、先ほどご説明させていただきました特別区人事委員会の勧告を受けまして、特別職議員報酬及び給料審議会が去る11月15日に開催され、同日に答申を受けたものを踏まえて改正いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第1条の規定による改定では、教育長の給与額の改定は行わず、12月に支給される期末手当について、0.1月引上げの改定を行います。第2条の規定による改定では、3月に支給される期末手当を廃止し、6月に支給される期末手当を0.2月、12月に支給される期末手当について0.1月引上げの改定を行います。

付則をご覧ください。第1条による規定は公布の日から。第2条による規定は令和5年4月1日から施行となっております。

次に、第37号議案についてご説明いたします。改定理由につきましては、冒頭に申し上げました人事委員会勧告を受けて職員団体とも妥結したため、勧告を踏まえて改定いたします。

新旧対照表をご覧ください。先ほどご説明した内容に基づき、第1条は勤勉手当の年間支給月数を0.1月引上げにします。また、初任給及び若年層、1級及び2級の給料月額を引上げいたします。

第2条は、令和5年度から3月期末手当を廃止し、6月期及び12月期が均等になるように配分いたします。

付則をご覧ください。第1条による改定規定は公布の日から、第2条による改定規定は令和5年4月1日から施行となっております。それぞれ教育委員会意見案としましては、本委員会の意見として原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第38号議案、東京都台東区幼稚園教職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、及び第39号議案東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は、第37号議案の改正を規定の整備のため提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。期末手当及び勤勉手当を改正するものでございます。なお、本案は第37号議案をご決定いただき、令和4年区議会第4回定例会にて条例改正が可決されることを前提としております。

第37号議案、もしくは区議会で条例改正が否決されたときは、改めて提出するものでございます。

ご説明は以上となります。第36号議案、第37号議案、第38号議案、及び第39号議案につきまして、原案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより、採決いたします。第36号議案、第37号議案、第38号議案、及び第39号議案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

その他

○佐藤教育長 本日の審議については以上でございますが、全体を通してその他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後2時39分 閉会